

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年11月7日（令和6年（行情）諮問第1235号）及び同月28日（同第1327号及び同第1328号）

答申日：令和7年10月31日（令和7年度（行情）答申第513号ないし同第515号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の期間につづられた文書及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧に係る文書のうち特定の期間につづられた文書等の一部開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧に係る文書のうち特定の期間につづられた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる3文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる66文書（以下、順に本件請求文書1に係るものを「文書1」ないし「文書23」、本件請求文書2に係るものを「文書24」ないし「文書43」、本件請求文書3に係るものを「文書44」ないし「文書66」といい、第4及び第5において、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年8月7日付け防官文第18190号並びに同年9月19日付け同第21580号及び同第21581号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

なお、当審査会の判断すべき事項に該当しない主張は摘示しない。

（1）諮問第1235号（原処分1関係）

アないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ (略)

キ (略)

他に文書がないか確認を求める。

(略)

審査請求人には確認する方法がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ク (略)

(2) 諮問第1327号(原処分2関係)

アないしエ (略)

オ 上記(1)オと同じ

カ及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

(3) 諮問第1328号(原処分3関係)

アないしエ (略)

オ 上記(1)オと同じ

カ及びキ (略)

ク 上記(2)クと同じ

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第1235号(原処分1関係)

(1) 経緯

原処分1に係る開示請求(以下「本件開示請求1」という。)は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書1ないし文書23を特定し、令和6年8月7日付け防官文第18190号により、法5条3号に該当する部分を不開示とするとともに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分(原処分1)を行った。

諮問第1235号の前提となる審査請求は、原処分1に対して提起されたものである。

(2) 文書1ないし文書23について

ア 文書1ないし文書22については、陸上自衛隊基礎情報隊(以下「基礎情報隊」という。)の各科担当者が新聞、インターネット等様々な媒体から収集した情報を基に電磁的記録により作成したものである。当該文書の保管は、システム内にフォルダを作成し、その中に

格納することにより行っている。

イ 文書 2 3 については、文書 2 2 とは異なるシステムに保管（登録）されているデータ資料である。

(3) 「当該記事一覧」について

文書 1 ないし文書 2 3 は、上記 (2) のとおりシステム内に保管しており、当該文書は利用者の目的に応じて資料名、トピック、地域、キーワード等を適宜選択し検索できる環境にあり、一覧性を持った資料を作成する必要はないことから、当該記事一覧については作成していない。

(4) 法 5 条該当性について

原処分 1 において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法 5 条 3 号に該当する部分を不開示とした。

ア 文書 1 ないし文書 2 1 のうち、情報資料作成者の氏名及び階級等については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

イ 文書 2 2 及び文書 2 3 については、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

(5) 審査請求人の主張について

なお、上記第 2 の 2 (1)、同 (2) 及び同 (3) において摘示していない主張に対応する諮問庁の説明は摘示しない（以下、下記第 3 の 2 (5) 及び同 3 (5) についても同様。）。

アないしウ (略)

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分 1 においては、文書 1 ないし文書 2 3 の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 (4) のとおり、文書 1 ないし文書 2 3 の一部が同条第 3 号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ (略)

カ 審査請求人は、(略)「他に文書がないか確認を求める」としているが、文書 1 ないし文書 2 3 のほかに本件開示請求 1 に係る行政文書は保有していない。

キ (略)

ク 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処

分1を維持することが妥当である。

2 諮問第1327号（原処分2関係）

（1）経緯

原処分2に係る開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書24ないし文書43を特定し、令和6年9月19日付け防官文第21580号により、法5条3号に該当する部分を不開示とするとともに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

諮問第1327号の前提となる審査請求は、原処分2に対して提起されたものである。

（2）文書24ないし文書43について

ア 上記1（2）アと同じ（ただし、「文書1ないし文書22」を「文書24ないし文書42」に改める。）

イ 上記1（2）イと同じ（ただし、「文書23」を「文書43」に、「文書22」を「文書42」にそれぞれ改める。）

（3）「当該記事一覧」について

上記1（3）と同じ（ただし、「文書1ないし文書23」を「文書24ないし文書43」に改める。）

（4）法5条該当性について

原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

ア 上記1（4）アと同じ（ただし、「文書1ないし文書21」を「文書24ないし文書41」に改める。）

イ 上記1（4）イと同じ（ただし、「文書22及び文書23」を「文書42及び文書43」に改める。）

（5）審査請求人の主張について

アないしウ （略）

エ 上記1（5）エと同じ（ただし、「原処分1」を「原処分2」に、「文書1ないし文書23」を「文書24ないし文書43」にそれぞれ改める。）

オ及びカ （略）

キ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、文書24ないし文書43のほかに本件開示請求2に係る行政文書は保有していない。

ク 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分2を維持することが妥当である。

3 諮問第1328号（原処分3関係）

(1) 経緯

原処分3に係る開示請求（以下「本件開示請求3」という。）は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書44ないし文書66を特定し、令和6年9月19日付け防官文第21581号により、法5条3号に該当する部分を不開示とするとともに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った。

諮問第1328号の前提となる審査請求は、原処分3に対して提起されたものである。

(2) 文書44ないし文書66について

ア 上記1(2)アと同じ（ただし、「文書1ないし文書22」を「文書44ないし文書65」に改める。）

イ 上記1(2)イと同じ（ただし、「文書23」を「文書66」に、「文書22」を「文書65」にそれぞれ改める。）

(3) 「当該記事一覧」について

上記1(3)と同じ（ただし、「文書1ないし文書23」を「文書44ないし文書66」に改める。）

(4) 法5条該当性について

原処分3において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

ア 上記1(4)アと同じ（ただし、「文書1ないし文書21」を「文書44ないし文書64」に改める。）

イ 上記1(4)イと同じ（ただし、「文書22及び文書23」を「文書65及び文書66」に改める。）

(5) 審査請求人の主張について

アないしウ （略）

エ 上記1(5)エと同じ（ただし、「原処分1」を「原処分3」に、「文書1ないし文書23」を「文書44ないし文書66」にそれぞれ改める。）

オ及びカ （略）

キ 上記2(5)キと同じ（ただし、「文書24ないし文書43」を「文書44ないし文書66」に、「本件開示請求2」を「本件開示請求3」にそれぞれ改める。）

ク 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分3を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年11月7日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第1235号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月22日 審議（同上）
- ④ 同月28日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第1327号及び同第1328号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑥ 同年12月13日 審議（同上）
- ⑦ 令和7年10月24日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、併合、本件対象文書の見分及び審議（令和6年（行情）諮問第1235号、同第1327号及び同第1328号）

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討するとともに、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象文書は、基礎情報隊の担当者が、収集した情報を基に作成した資料であり、各開示請求の対象となる文書に該当するものとしては、本件開示請求1時点において文書1ないし文書23を、本件開示請求2時点において文書24ないし文書43を、本件開示請求3時点において文書44ないし文書66をそれぞれ保有していたが、その他には、本件請求文書に該当する文書は作成しておらず、保有もしていない。

イ 本件各審査請求を受け、念のため改めて、基礎情報隊の関係部署の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書は、基礎情報隊において作成及び管理されており、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文

書を保有していない旨の上記（１）ア、上記第３の１（５）カ、同２（５）キ及び同３（５）キの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情もない。

また、諮問庁が説明する上記（１）イの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３ 不開示部分の不開示情報該当性について

（１）文書１ないし文書２１、文書２４ないし文書４１及び文書４４ないし文書６４の不開示部分について

標記不開示部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第３の１（４）ア、同２（４）ア及び同３（４）アのとおり説明する。

当審査会において標記文書を見分したところ、当該不開示部分には、当該情報資料の作成者の氏名及び階級等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にした場合、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（２）文書２２、文書２３、文書４２、文書４３、文書６５及び文書６６について

標記文書を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第３の１（４）イ、同２（４）イ及び同３（４）イのとおり説明する。

当審査会において当該文書を見分したところ、当該文書は、いずれも基礎情報隊が作成した各国及び軍事科学技術に関する情報が記載された資料であると認められる。

これを検討するに、当該文書については、その名称及び数量を含めて、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

４ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (諮問第1235号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2024. 5. 14ー本本B304で特定された後に綴られた文書の全て並びに当該記事一覧。

(2) 本件請求文書2 (諮問第1327号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2024. 6. 18ー本本B475で特定された後に綴られた文書の全て並びに当該記事一覧。

(3) 本件請求文書3 (諮問第1328号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2024. 6. 18ー本本B475で特定された後に綴られた文書の全て並びに当該記事一覧。

2 特定された文書 (なお、原処分2の行政文書開示決定通知書に記載された「開示する行政文書の名称」のうち、本件対象文書の開示部分と対比して明白な誤記と認められる部分は、当審査会において修正した。)

(1) 諮問第1235号 (原処分1関係)

文書1 ロシア地上軍、特別軍事作戦 (ウクライナ侵略) 参加部隊編成下に、空中攻撃旅団を編成、歩兵戦闘車BMP-3を受領予定

文書2 ベロウソフ氏、ロシア国防相に任命

文書3 米国防省の共同戦闘機 (CCA) 構想、防衛技術輸出への新たなアプローチを推進

文書4 NATO、年次サイバー演習「ロックド・シールズ24」を実施

文書5 日本が南西方面での力を強化する趨勢

文書6 米空軍のF-22戦闘機が韓国に着陸

文書7 「専守防衛」原則に背き続ける日本

文書8 韓国陸軍参謀総長、「太平洋地上軍シンポジウム」に参加、北朝鮮抑止について議論

文書9 韓国軍、太極演習を5月27～29日に実施 (2024. 5. 24)

文書10 ロシア軍の空挺部隊の運用について

文書11 世界初の電子戦無人艇が就役

- 文書 1 2 フランス、仏・ニューカレドニアへの干渉でアゼルバイジャンを非難 ―コーカサスでの対立が南太平洋に波及―
- 文書 1 3 クリル諸島近傍でロシア太平洋艦隊の揚陸艦がU A V 対処演習を実施
- 文書 1 4 英仏の研究チーム、次世代ミサイル技術を研究
- 文書 1 5 米・シンガポール共同演習「タイガー・バーム 2 0 2 4」の概要
- 文書 1 6 日本のミサイル部隊配置等に中国国防部報道官が言及
- 文書 1 7 ロシア国防相、セクター会議（V T C 会議）を実施（5 月 3 日）
- 文書 1 8 アジア太平洋諸国における攻撃ヘリコプターの将来を評価
- 文書 1 9 米空軍特殊戦航空機 A C - 1 3 0 J、韓国に展開
- 文書 2 0 自衛隊部隊公式 X アカウント投稿記事に、中国外交部報道官が言及
- 文書 2 1 ポーランド陸軍の主要装備及びポーランド軍の回転翼機保有状況
- 文書 2 2 各国データベース
- 文書 2 3 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2 0 2 4 . 5 . 1 4 - 本本 B 3 0 4 で特定された後に綴られた文書の全てのうち、文書 1 ないし文書 2 2 以外の文書
- (2) 諮問第 1 3 2 7 号（原処分 2 関係）
- 文書 2 4 ロシア、レニングラード軍管区及びモスクワ軍管司令官を初公表
- 文書 2 5 韓国軍戦略司令部、今年下半期に創設
- 文書 2 6 中国人民解放軍信息支援部隊設立について中国国防部報道官が説明
- 文書 2 7 ロシア北東部統合コマンドのチュコトの沿岸防衛連隊隷下バスチオン大隊がミサイルの模擬発射を実施（2 0 2 4 年 6 月 6 日）
- 文書 2 8 米海軍、シーホーク後継の要件定義を開始
- 文書 2 9 日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」最終段階
- 文書 3 0 中国軍機関紙、「日本が平和憲法に背く路線を益々歩む事に警戒せよ」との記事を掲載
- 文書 3 1 豪州、インド主催の多国間演習「ミラン（M I L A N）2 0 2 4」に参加（2 0 2 4 年 2 月）
- 文書 3 2 2 0 2 4 年 6 月に生起した南シナ海における比中間の事象等に関する報道（比側視点主体）

- 文書 3 3 台湾侵攻? 「ヘルスケープ (地獄の風景)」 に遭遇
- 文書 3 4 各軍種に分けられているドローン
- 文書 3 5 ロシア太平洋艦隊及び中国海軍艦艇、共同海上哨戒実施のため、対馬海峡で会合
- 文書 3 6 インド及びモンゴル、第 1 6 回陸軍共同演習「ノマディック・エレファント (NOMAD I C E L E P H A N T) 2 0 2 4」を実施
- 文書 3 7 中国軍機関紙、「日本の南西諸島作戦力建設強化に警戒せよ」との記事を掲載
- 文書 3 8 日韓防衛実務者対話、9 年ぶりに開催
- 文書 3 9 クリル諸島の海域でロシア太平洋艦隊の揚陸艦支隊が U A V ・ U S V 対処を実施 (2 0 2 4 0 7 0 5)
- 文書 4 0 防衛産業中間層の強化
- 文書 4 1 中国船舶による太平洋へのブイ設置に関する官房長官の遺憾表明に中国外交部が反発
- 文書 4 2 各国データベース
- 文書 4 3 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号: 2 0 2 4 . 6 . 1 8 - 本本 B 4 7 5 で特定された後に綴られた文書の全てのうち、文書 2 4 ないし文書 4 2 以外の文書

(3) 諮問第 1 3 2 8 号 (原処分 3 関係)

- 文書 4 4 上記文書 2 4 と同じ
- 文書 4 5 上記文書 2 5 と同じ
- 文書 4 6 上記文書 2 6 と同じ
- 文書 4 7 上記文書 2 7 と同じ
- 文書 4 8 上記文書 2 8 と同じ
- 文書 4 9 上記文書 2 9 と同じ
- 文書 5 0 上記文書 3 0 と同じ
- 文書 5 1 上記文書 3 1 と同じ
- 文書 5 2 上記文書 3 2 と同じ
- 文書 5 3 上記文書 3 3 と同じ
- 文書 5 4 上記文書 3 4 と同じ
- 文書 5 5 上記文書 3 5 と同じ
- 文書 5 6 上記文書 3 6 と同じ
- 文書 5 7 上記文書 3 7 と同じ
- 文書 5 8 上記文書 3 8 と同じ
- 文書 5 9 上記文書 3 9 と同じ

- 文書 6 0 上記文書 4 0 と同じ
- 文書 6 1 上記文書 4 1 と同じ
- 文書 6 2 ウラン・ウデで露蒙軍事演習「セレンガ 2 0 2 4」の準備に関する最終計画会議が終了
- 文書 6 3 韓国空軍、F－3 5 B・F／A－1 8 などの米海兵隊戦闘機と連合空中訓練を実施
- 文書 6 4 中国軍機関紙、「日米が与那国島への配置を加速」との記事を掲載
- 文書 6 5 各国データベース
- 文書 6 6 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2 0 2 4．6．1 8－本本 B 4 7 5 で特定された後に綴られた文書の全てのうち、文書 4 4 ないし文書 6 5 以外の文書